

# 西宮市議会委員会傍聴規程

〔平成24年3月26日  
西宮市議会規程第3号〕

[沿革] 平成27年6月10日 議会規程2号[1]  
平成28年5月17日 議会規程1号[2]  
令和5年10月27日 議会規程2号[3]

## (趣旨)

**第1条** この規程は、西宮市議会委員会条例（平成6年西宮市条例第34号）第17条第3項の規定に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を定める。

## (申請)

**第2条** 委員会を傍聴しようとする者は、委員会傍聴受付票に氏名及び住所を記載し、議長に申請しなければならない。[1] [3]

2 前項の規定による申請（以下「傍聴の申請」という。）の受付は、委員会の開会予定時刻の30分前から議会事務局において行う。[1]

**第3条** 削除 [1]

## (傍聴証) [1]

**第4条** 議長は、傍聴の申請を行った者（以下「申請者」という。）に、第5条に規定する定員の範囲内で、申請が行われた順序に従い、傍聴証を交付するものとする。

[1]

2 傍聴証の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、当日に限り、委員会を傍聴することができる。[1]

3 傍聴人は、傍聴証を着用しなければならない。[1]

4 傍聴人は、委員会の傍聴を終えたときは、傍聴証を返還しなければならない。[1]

## (傍聴人の定員)

**第5条** 傍聴人の定員は、次のとおりとする。

- (1) 本会議場 85人
- (2) 1号委員会室 10人
- (3) 2号委員会室 5人
- (4) 3号委員会室 10人
- (5) 4号委員会室 10人
- (6) 5号委員会室 8人

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、議長が別に定める基準により同項各号に掲げる傍聴人の定員を増員し、又は減員することができる。

(申請者の数が傍聴人の定員を超えた場合の措置)

**第6条** 委員会の開会予定時刻の20分前において、申請者の数が前条の規定により定める傍聴人の定員を超えているときは、第4条第1項の規定にかかわらず、その時点までの傍聴の申請については、申請者において抽選を行い、当該抽選により決定した順序に従い、傍聴証を交付するものとする。[1]

([1])

(委員会を傍聴することができない者等) [1]

**第7条** 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。[1]

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 異様な服装をしている者
  - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
  - (6) 前各号に定めるもののほか、委員会の審査を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれが顕著に認められる者
- 2 12歳未満の者が委員会を傍聴するときは、監督者の付添いを必要とする。

(傍聴人の守るべき事項)

**第8条** 傍聴人は、委員会室等では、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会室等における言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) 飲食（水及びお茶の類を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パソコンその他の音を発する機器の電源を切り、又は操作音その他音声が発生しないように設定すること。ただし、パソコンについては、議長が特に必要があると認める場合を除き、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、委員会室等の秩序を乱し、又は委員会審査の妨害となるような行為をしないこと。

[2] [3]

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

**第9条** 傍聴人は、委員会室等において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

(傍聴人の退場)

**第10条** 傍聴人は、委員会において秘密会を開く決定があったとき又は退場の命令若しくは指示を受けたときは、速やかに委員会室等から退場しなければならない。[1]

(委員長又は係員の指示)

**第11条** 傍聴人は、委員長又は係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

**第12条** 委員長は、傍聴人がこの規程に違反するときは、注意を促し、又はこれを制止するよう命じなければならない。

2 委員長は、前項の規定による命令に従わないときは、傍聴人を委員会室等から退場させることができる。

3 委員長は、傍聴席が騒がしいときは、すべての傍聴人を退場させることができる。

4 退場を命ぜられた者は、当日の委員会を再び傍聴することができない。

(報道関係者の傍聴)

**第13条** 報道関係者の傍聴については、議長が別に定める。

(補則)

**第14条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長がこれを定める。

**付 則**

この規程は、平成 24 年 6 月 15 日から実施する。

**付 則** (平成 27 年 6 月 10 日西宮市議会規程第 2 号[1])

この規程は、平成 27 年 6 月 11 日から実施する。

**付 則** (平成 28 年 5 月 17 日西宮市議会規程第 1 号[2])

この規程は、平成 28 年 5 月 17 日から実施する。

**付 則** (令和 5 年 10 月 27 日西宮市議会規程第 2 号[3])

この規程は、令和 5 年 10 月 27 日から実施する。